

令和 7 年 6 月 3 0 日

土木部河川公園課

隅田川越中島地区における都市・地域再生等 利用区域の指定について

1 経緯

平成 23 年 3 月、河川空間の利用に係る規則（河川敷地占用許可準則）が緩和され、地域の合意を得たうえで、民間事業者による営利活動等の利用が可能となった（以下「河川空間のオープン化」という）。

都においても、令和 5 年 6 月、「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」を策定し、隅田川をはじめとした河川空間のオープン化を推進しており、越中島地区を水辺と街のつながりを生む「水辺の拠点」として位置づけている。

2 都市・地域再生等利用区域の概要

(1) 事業概要

河川空間のオープン化にあたっては、河川敷地占用許可準則に則り、利用方法等に関する地域との合意形成や利用区域（都市・地域再生等利用区域）の指定等の手続きが必要となる。

そのため都と区は、隅田川越中島地区の恒常的な水辺のにぎわい創出をめざし、地域・民間・大学・NPO等をメンバーとする「隅田川越中島地区水辺活用協議会」を立ち上げるとともに、利用方法等に関する地域との合意形成や利用区域の指定等の手続きを行い、令和 7 年 4 月 8 日に指定された。

(2) 指定範囲

一級河川荒川水系隅田川の河川区域内のうち東京都江東区越中島一丁目地先から同区越中島二丁目地先まで 左岸



都市・地域再生等利用区域指定箇所の案内図

3 今後の予定

適宜、イベントの実施等水辺の利活用がなされ、恒常的なにぎわいの創出が期待される。

なお、本区では、今年度、越中島公園及び中の島公園においてバリアフリー化や再整備工事を予定している。